〈ひろぎん〉バリューワンJCB特約

広島銀行JCBカード、JCB LINDAまたはJCBプラチナをお申し込みの方は除きます。

第1条（本特約の目的・提供範囲等）

（1）本特約は、株式会社広島銀行（以下「当行」という）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が発行する「〈ひろぎん〉バリューワンJCB」（以下「本カード」という）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

（2）本カードのお申込は、当行およびJCBが別に定める「〈ひろぎん〉バリューワンJCB会員規約」（以下「会員規約」という）および〈ひろぎん〉カード規定（以下「キャッシュカード規定」という）ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申込は、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。なお、キャッシュカード規定には、〈ひろぎん〉ICキャッシュカード特約を含むものとします。

第2条（本カードの発行・貸与）

（1）本カードの所有権は、当行に帰属します。当行およびJCB（以下「両社」という）の承認を受けた者に対し、本カードを発行するものとします（以下、本項に基づいて本カードの発行を受けた者を「一体型会員」という）。なお、本カード上には、会員氏名・会員番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

（2）第1項各号の申込に際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という）が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の返済指定口座として届出するものとします。

（3）本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申込が必要となります。

第3条（本カード発行に伴う既存カードの取扱い）

一体型会員が本カードの発行前に保有していた返済指定口座のキャッシュカード機能または両社が発行するクレジットカードとしての機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という）は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

①キャッシュカード機能の失効：お申込いただいた日以降の当行所定の日

②クレジットカード機能の失効：両社が一体型カードを発行することを認めた日以降の両社所定の日

第4条（有効期限）

（1）本カードの有効期限は、カード上に表示した年月の末日までとします。

（2）両社は、カード有効期限までに、退会の申出のない一体型会員で、かつ、両社が審査のうえ引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

（3）前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードについては、一体型会員が更新カードを利用した時点または両社が更新カードを発行することを認めた日以降の当行所定の日に失効するものとします。

（4）第2項の場合において、特に一体型会員の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、本カードクレジットカード機能用暗証番号を含め、本カードでの当行との間の本カードの利用に関する契約は、そのまま継続するものとします。

第5条（本カードの機能）

(1) 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。

(2) 一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」という）または現金自動預入支払機（以下「ATM」という）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

(3) 前項の特約に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

(4) 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条（本カードの使用不能）

(1) 万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行にご照会ください。

(2) 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードの返済指定口座のある口座店で所定の手続を行うものとします。

第7条（本カードの機能停止等）

(1) 両社は、一体型会員と両社との間のクレジットカード契約、および一体型会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

①本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。

②本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを送付しまたは預けた場合。

③CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。

④一体型会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届出があった場合。

(2) ①一体型会員が本特約または会員規約に違反しまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

②前項の場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく一体型会員に連絡するものとします。

第8条（本カードの解約・会員資格の取消）

(1) 一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口（原則として返済指定口座のある口座店になります。）に提出し、総合口座貸越型カードローンに係る債務がある場合、総合口座貸越型カードローンに係る債務全額を弁済してください。この場合、本カードは当行に返却してください。

(2) 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消すことができます。この場合、当行は本カー

ドのキャッシュカード機能に係る契約（〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローンを含む。）を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に一体型会員に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いませんのでご了承ください。

(3) 前項の他に、当行は一体型会員が本規定またはキャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認められた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第9条（本カードの取扱い）

(1) 一体型会員は、当行より本カードを発行されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

(2) 本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第10条（決済口座の変更）

本カードの申込の際に届出た返済指定口座は、原則として変更できないものとします。（ただし、両社が認めた場合にはこの限りでないものとします。）

第11条（届出事項の変更）

(1) 一体型会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。

(2) 前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続がとられるものとします。

(3) 返済指定口座を当行の他の普通預金口座に変更にする場合には、新たな返済指定口座とする当行の口座店に本カードを返却のうえ、本カードの解約と、再度新たな本カードの入会お申込の手続きを行ってください。

(4) 第2項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は、本カードによるキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第12条（紛失・盗難の届出）

(1) 一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって両社にすみやかに連絡するものとします。

(2) 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則として返済指定口座のある口座店になります。）で受付するものとします。また、この届出の前に生じた損害については両社は責任を負いません。

(3) 第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第13条（本カード紛失・盗難による責任の区分）

(1) 本カードの紛失、盗難や第9条に違反して、他人に本カードを利用された場合は、その使用代金は、本カードの発行を受けた一体型会員

の負担とします。

(2) 第1項の規定にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行またはJCBに届出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行またはJCBに提出した場合には、当行またはJCBが届出を受けた日の60日前以降発生したクレジットカード機能に関する損害については、当行は会員に対し、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが使用されたことによる会員の支払いは免除いたしません。

①紛失、盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。

②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。

③戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。

④会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。

⑤会員が当行およびJCBの請求する書類を提出しなかったり、または当行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。

第14条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとします。（ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行の場合を除きます。）また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

第15条（カードの返還）

一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。

①会員規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます）。

②一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

③一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。

第16条（カードの回収）

前条①の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等をすることなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

第17条（業務の委託）

(1) 当行は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。

(2) JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

第18条（共有）

(1) 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において必要な保護措置を行ったうえで、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

①会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項に基づいて両社に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
②第7条第1項各号、同条第2項、第15条各号、第15条記載の事項。
③キャッシュカード規定または会員規約に違反した事実。
④その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。

(2) 当行およびJCBは、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

(2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 第7条第2項に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、JCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第19条（本特約の優先適用）

(1) 本特約と会員規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

(2) 本特約に定めのない事項は、クレジットカード機能については会員規約、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定が適用になるものとします。

第20条（本特約の改定）

本特約が改定され、当行がその改定内容を書面その他の方法により通知した後に一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上